

## 2. 竜王町子ども未来会議条例

平成 25 年6月 21 日条例第 20 号

### (設置)

第1条 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、社会環境の整備および総合的な児童福祉行政を推進するため、竜王町子ども未来会議(以下「未来会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 未来会議は、次の事務を所掌する。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第1項各号に規定する事務に関すること。

(2) 町長の諮詢に応じて、町の子育て支援等に関する施策について答申すること。

### (組織)

第3条 未来会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱または任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第4条 未来会議に、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、未来会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 未来会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

### (部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は委員をもって構成し、部会長および副部会長は、当該部会を構成する委員の互選により、これを定める。

3 部会長は、部会における調査研究等の経過および結果を未来会議に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 未来会議の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が未来会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年7月1日から施行する。

(竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和 42 年竜王町条例第9号)の一部を次のように改正する。

付 則(令和5年8月 22 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。